

第 6 章 基本理念、基本方針

6-1. 基本理念

田辺市バリアフリー基本構想における基本理念は、年齢や障害の有無に関係なくすべての市民が快適で安心して暮らせるまちをめざし、市民・事業者・行政が互いに協働して築き上げていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、次のとおり定めます。

また、市は、今後策定する各種計画等においても、この基本理念を踏まえるものとしします。

基本理念

だれもが安心して暮らせるまちづくり
～市民が主人公のバリアフリーのまちの実現～

1. まちづくりのための構想

すべてのひとが快適に安心して移動できるまちを実現するためには、施設整備を行うだけでなく、市民一人ひとりがバリアフリーのまちづくりについての理解を深め、高齢者や障害者、妊産婦、子どもなどへの理解と助け合いの心が不可欠となります。

そのため、田辺市バリアフリー基本構想の策定は、田辺市のまちづくりの一環として位置づけます。

また、田辺市は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の熊野古道の玄関口として、多数の観光客が訪れており、「交流型観光を推進するまちづくり」をめざしていることから、観光地にふさわしい整備が求められています。

そのことから、田辺市バリアフリー基本構想は、これらの田辺市の特徴を十分考慮して策定するものとしします。

2. 市民全体が参画して策定する構想

田辺市では、これまでも、社会福祉協議会をはじめ、さまざまな活動団体が福祉のまちづくりに自主的に参画しており、「ふれあい文化祭」「おもいっきり福祉ま

第 6 章 基本理念、基本方針

つり」などの福祉団体をはじめ市民ボランティアなどが中心となって開催し、活動を展開してきました。

田辺市バリアフリー基本構想においても、策定の過程において、多くの市民が参加し、障害や年齢などを超えてお互いを理解し、田辺市のバリアフリーに関する現状や課題についての共通認識を持つことができるよう、取り組んできました。

この基本構想の策定上の特徴として、以下の項目があげられます。

- ・ 田辺市バリアフリー基本構想策定協議会へのさまざまな団体や人々による参加
- ・ 現地調査への多数の市民の参加
- ・ 来訪者による現地調査の実施と市民との交流
- ・ 幅広い活動団体に対するヒアリング（聞き取り）調査の実施
- ・ 市民に向けたアンケート調査の実施

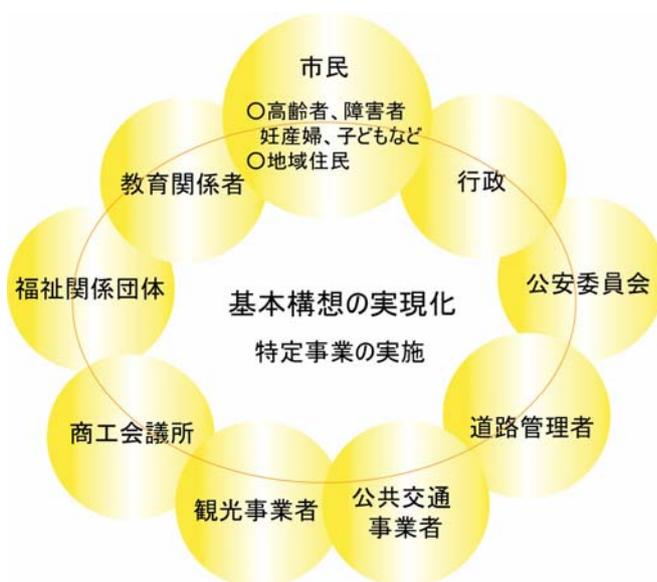
こうした策定過程を通じて、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、快適で安心して移動できるバリアフリーのまちの形成をめざします。

3. 協働・連携して実現する構想

この基本構想の実現に向けた取り組みは、田辺市のまちづくりの一環であり、基本構想の実現の主体は市民です。田辺市の多様な市民活動や取り組みを通じ市民が主人公となって、まちづくりの担い手を育成し、市民、行政、交通事業者等が協働することにより構想の実現をめざします。

また、市民と行政の長期的で継続的な信頼関係に基づく、諸事業の進捗状況や、成果に対する評価を行い、さらに充実した計画内容とすることによって、諸事業の価値と効果を最大化することをめざします。

市民参加のイメージ図



4. 心のバリアフリーを推進する構想

高齢者や障害者等が地域の中で自立した生活をおくり、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物や道路、交通機関等におけるさまざまなバリアを取り除き、すべての市民にとって安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することが必要です。

一方、施設や道路などの物理的なバリアフリーだけでなく、高齢者や障害者等の人権が尊重され、排除されることのない地域をつくるために、すべての市民がノーマライゼーションの考え方に基づき、相互理解と支えあいの意識を持ち、互いに信頼関係を築いていくことが大切です。

また、学校における福祉教育を通して、心のバリアフリーの理念を育み、さらに、子どもから親、地域の人たちへ広げていくことで「だれもが安心して暮らせるまちづくり」の実現を図ります。

6-2. 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定めます。

道路や施設等のハード面のバリアフリーや市民のマナーやルール、モラル等の心のバリアフリーの視点、新たな交通体系の仕組みづくりや分かりやすい情報の提供・発信等の視点に立ち、基本方針を次の5項目とし、総合的、重点的かつ一体的に取り組むこととします。

1. 生活関連施設等の利便性の向上

生活関連施設等において、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設づくりに取り組みます。

2. 移動における安全性の向上

歩行者の移動の安全性の向上のため、歩行空間の確保（歩道の設置・改修等）、溝蓋・グレーチングの改修、信号・誘導ブロックの整備等に取り組みます。

歩道の未整備区間については、道路の幅員や周囲の環境に考慮するとともに、商店街を含め重点整備地区内を快適に歩くことができる道路とするため、自転車やバイクの通行のあり方、迷惑駐車等の追放や交通安全等の啓発を行います。

3. 安心して利用できる交通環境の整備

鉄道やバスの公共交通機関において、高齢者、障害者だけでなく、誰もが安心して利用できる交通環境の整備を進めます。

4. 誰もが分かりやすいまちづくり

市外からの来訪者を含め、だれもが分かりやすい案内標示の設置や情報の提供・発信等を図ります。

5. 心のバリアフリー推進のまちづくり

施設や道路などの整備のみならず、市民一人ひとりが互いに尊重し、譲り合い、助け合う心を育て、バリアフリーのまちづくりをめざします。